



減らそう犯罪通信

平成21年10月号

発行・編集

広島県警察本部
減らそう犯罪推進室
〒730-8507
広島市中区基町9-42
TEL 082(228)0110
FAX 082(222)7902

子どもと女性の安全・安心対策の強化

9月14日(月), 県警察では, 重大事案に発展するおそれのある子どもや女性を対象とした性犯罪等の未然防止の対策を強化するため, 本年4月に警察本部内に新設した「安全・安心特別対策班」を「室」へ格上げし, 名称を「子ども女性安全安心対策室」に改め, 11名を増員して, 室長以下22人体制としました。

本年4月から8月までの間, 子どもや女性に対する声かけ・つきまとい等の事案は, 695件発生しましたが, 同対策班は, このうち, 91件に対応し, 連続強制わいせつ事件など27件を検挙するとともに, 7件の犯罪に至らない声かけ事案等の行為者を特定し, 指導・警告を実施し解決しました。

しかし, 県民の方々への対策班のこうした活動状況の浸透度は浅く, 同対策室では, 地域住民の皆様や防犯ボランティア, 関係機関・団体等との情報共有・交換等によって一層の連携強化を図るとともに, 凶悪事件に発展する前の段階でこれを防止するよう, よりきめ細かな先制・予防的活動を展開します。

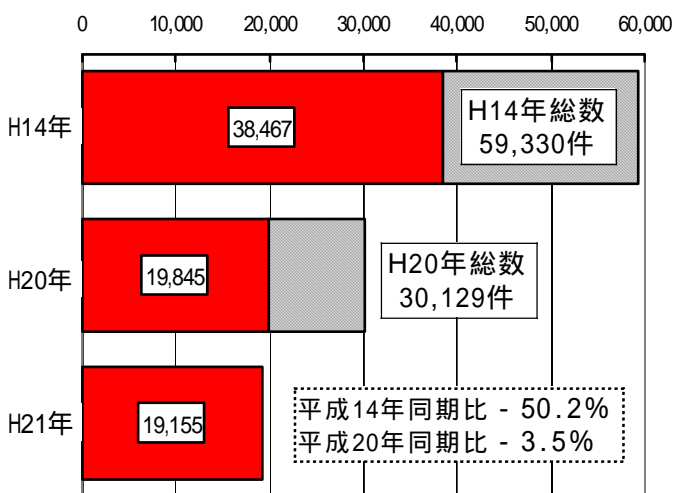
平成21年全国地域安全運動の実施

防犯連合会をはじめとする関係機関・団体と警察が連携を密にして, 安心して暮らせる地域社会を実現するため, 10月11日(日)から20日(火)までの間, 「全国地域安全運動」が実施されます。本県では, 「だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現」をスローガンに, 県民に対して「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の一層の浸透と定着を図ります。

運動の重点は, 「子どもと女性の犯罪被害防止」「住宅を対象とする侵入犯罪の防止」「振り込め詐欺の被害防止」「ひったくり被害の防止」です。

期間中, 各警察署では, 防犯ボランティアや各地区防犯連合会等と連携して, 広報啓発キャンペーンなどを行うこととしています。

県内の刑法犯認知状況(8月末現在)



県内の交通事故発生状況(8月末現在)

区分	H21.8末	H20.8末	前年対比		
			増減数	増減率	
事故件数	11,229件	11,421件	-192件	-1.7%	
死者数	91人	81人	10人	12.3%	
負傷者数	14,287人	14,378人	-91人	-0.6%	
高齢者	事故件数(1当+2当)	3,132件	2,945件	187件	6.3%
	死者数	36人	30人	6人	20.0%

死者数に占める高齢者の割合
39.6% (全国第9位, 全国平均47.6%)

薬物犯罪の現状と対策

薬物犯罪は、覚せい剤，大麻，麻薬・向精神薬にかかる犯罪です。

薬物犯罪の8割を占める覚せい剤取締法違反の検挙者数は，平成9年以降，減少傾向にありますが，依然として高水準で推移し，押収量も増加するなど，未だ「第3次覚せい剤乱用期」にあります。本年8月末現在の検挙者数は，111人(-29人)で，押収量は，約427g(+約357g)でした。

また，大麻の栽培など大麻取締法違反は，検挙者数，押収量ともに増加しています。本年8月末現在の検挙者数は，23人(+13人)で，押収量は，約927g(+約646g)でした。()内は，前年同期比です。

警察では，これら薬物犯罪根絶のため，次のことに力を入れています。

薬物密売組織の壊滅

末端乱用者に対する取締りの徹底

密輸阻止に向けた，関係機関合同による取締りの実施

薬物乱用防止教室による，児童・生徒の規範意識の醸成

教育委員会，学校担当者等に対する積極的な情報提供

改正道路交通法の施行

本年4月に公布されました改正道路交通法の一部が，10月1日(木)から施行されます。施行される改正内容は，次のとおりです。

高速自動車国道又は自動車専用道路において，必要な車間距離をとらずに走行している運転者に対する罰則，反則金の額及び違反点数の引き上げ(一般道路における違反に対する罰則等は変更なし。)

- * 罰則「5万円以下の罰金」 「3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金」
- * 違反点数「1点」 「2点」
- * 反則金の額(普通車の場合) 「6千円」 「9千円」
(中・大型車の場合)「7千円」 「1万2千円」
(二輪車の場合) 「6千円」 「7千円」

地域における交通の安全と円滑に資するための交通安全教育や広報啓発活動に従事している地域交通安全活動推進員の活動に，高齢者や身体障害者などの通行の安全を確保するための活動が追加